

めて密接の關係の存するものなることを知るに充分であらう。もし(一)の場合なりとすれば、金の天會十二年に建てられた郎君行記は、契丹文字を刻したものと見なければならぬことになるし、(二)の場合なりとすれば、女眞の大字といふものが契丹字との間に有する關係は、金史⁽¹⁰⁾に記してあるやうに、製作者の完顏希尹が單に漢字の楷字の形に依倣し契丹字の制度によつて作り上げた位の程度に止まらないで、契丹文字そのものをもそのままに攝取したものゝ少くないことを認めねばならぬ。郎君行記の文字が此の中の何れの場合に屬するかを明かに定める爲には、も少し判然とした墓誌の寫眞でも見得る日を待たねばならぬが、それにしても僅か九十餘字の郎君行記の文字と、五百八十餘字中の極めて一小部分より明かでない墓誌の文字との間に、かく迄同一の字を多く有して居ることから考へると、之を以て契丹字を刻したものと見ても、強ち穩當でないとはいはれまい。金史⁽¹¹⁾によると完顏希尹の作った女眞字は天輔三年(1119)八月に出來上つたが、後に熙宗はまた別に女眞字を製して、天眷元年(1138)に世間に頒ち、皇統五年(1145)初めて之を用ゐることに成つた、希尹の作ったものを女眞の大字、熙宗の作ったのを小字といふと見てゐる。かく金では天輔三年以來其の國字があつたのであるから、天會十二年(1134)に建てられた郎君行記には、當然之が用ゐらるべきで、此の點から麟敬及び劉子敬等は之を女眞の大字と定めた。然るに白鳥博士は、女眞文字の製作せられた後にも、契丹の大小文字は依然金に行はれてゐたから、單に天會十二年の設立といふことだけで、此の碑の文字を女眞の大字と定める譯にはゆかない。しかし此の字の體を見ると、正しく楷書の體であるから、此の點からして女眞の大字と斷定すると説かれた。前に見た如く、契丹字は漢字の隸體に倣つて作られたものとせられ、また燕北錄所載の契丹字は、よく此の説を證明するものであるから、郎君行記の文字が楷體で